

告 示

埼玉県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を飯能市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

浅見陽介、市川忠章、大澤恵美、大澤キミ子、大澤浩、大野悟、大野林太郎、小峰辰雄、齊藤正明、佐野進、島田春男、田端倉太郎、原島迪夫、平沼一雄、平沼敏久、眞野壽一、吉田邦雄、吉田謙愛

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成三十年二月十六日付埼玉県告示第百二十五号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。